

税務署から確定申告のお知らせ

問越谷税務署 ☎965118111

国税庁ホームページを利用し
確定申告の作成は自宅等で

例年、申告会場は大変混雑し、手続きに長く時間を要します。確定申告を行う方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅で申告書を作成してみましよう。

詳しくは <http://www.nta.go.jp/>



イオンレイクタウンに
確定申告会場を開設

- ・画面に従って入力すれば、税額などが自動計算され、確定申告書等が作成できます
- ・24時間利用できます
- ・医療費控除や住宅借入金等特別控除などさまざまな入力例（操作マニュアル）が掲載されているので安心です
- ・操作方法等の質問に電話でお答えするヘルプデスクあり
- ・作成した申告書を印刷して、添付書類とともに税務署に郵送で提出できます

看護学生等に修学資金を貸与します

問地域医療課 ☎97315625

市では、市内の医療機関の看護師や助産師を確保するため、看護師等の養成施設に在学し、卒業後に市内医療機関で看護業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与します。

〈対象者と条件〉 次の①～④のすべてに該当する方。①看護師（准看護師は除く）または助産師の養成施設に在学している

（貸与人数） 予算の範囲内で

★復興特別所得税の記載漏れにご注意を

平成25年分～平成49年分の各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。税額は、各年分の基準所得税額（原則、その年分の所得税額）に2・1%の税率を掛けて計算した金額です。

★消費税の確定申告

平成26年分の消費税および地方消費税の確定申告書を作成する際は、帳簿等において課税取引を事前に適用税率（5%または8%）ごとに区分し、それを基に計算してください。

★公的年金等を受給している方

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、住民税の申告が必要な場合があります。

＊所得税の還付を受ける際には確定申告書の提出が必要です

税の無料相談会

いずれも対象は次の方。①年金受給者 ②医療費控除を受ける方 ③年の中途で退職し年末調整が済んでいない方

＊年金収入または給与収入以外の収入のある方の相談や、雑損控除または住宅借入金等特別控除の相談・還付申告は行いません

◆所得税還付申告相談会

■2月3日(火)～5日(木)、午前9時30分～10時30分、午後1時～3時 圏中央市民会館5階第4・6会議室 団当日会場へ（人数制限あり）

◆税理士事務所等の相談会

■2月2日(月)～13日(金)（土曜・日曜日除く）、午前10時～正午、午後1時～4時 圏最寄りの税理士事務所（2月2日の午後1時30分～3時30分のみ予約制で会場は中央市民会館） 因少額な申告相談と申告書の作成 団事前に電話で左記へ 問関東信越税理士会越谷支部 ☎96216131

20人程度

（貸与額） 月額8万円以内（修学に要する額）。無利子

（貸与期間） 貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を終了する月まで

〈修学資金の返還猶予免除〉

市内医療機関に勤務している期間は返還を猶予します。勤務期間が貸与期間に相当する期間に達したときは返還を免除。ただし、卒業後直ちに市内医療機関で看護業務に従事しない場合や、途中で退学をした場合など

越谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ 平成26年度人間ドック検診料の一部助成の 申請・請求は3月31日(火)までです

被保険者の健康の保持増進を図るため、国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者（国保は、実施年度中40歳以上の方）の人間ドックに要した費用の一部を助成します。

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	年度年齢40歳以上で越谷市国民健康保険に加入の方	越谷市で資格を有する後期高齢者医療制度に加入の方
助成金額	人間ドックの検診料に要した費用で10,000円を限度とし、1人につき一年度に1回の助成	
助成要件	・人間ドックの検査項目に特定健診の基本的な検査項目を含むこと ・助成を受ける年度の特定健診または後期高齢者健診を受診していないこと	
申請方法 請求方法	1 人間ドックを受診したら申請書に次の書類を添付して申請してください ○検診機関で発行された人間ドック検診料の領収証 ○検診機関で発行された人間ドック検診結果の写し <持ち物> 国保の方…保険証、世帯主の印鑑 後期の方…保険証、受診者の印鑑 2 市より交付の決定がされたら市指定の請求書により請求してください <持ち物> 国保の方…保険証、世帯主の印鑑、世帯主名義の振込先銀行口座情報 後期の方…保険証、受診者の印鑑、受診者名義の振込先銀行口座情報	

＊今年度、越谷市で実施した特定健診または後期高齢者健診を受診した方は、助成を受けることはできません
＊申請・請求は越谷市役所本庁舎へお越しください。出張所、地区センターでは受付できません
問国民健康保険課（本庁舎1階）
国民健康保険に加入の方…給付係 ☎963-9154
後期高齢者医療制度に加入の方…後期高齢者医療係 ☎963-9170

介護サービス費用の自己負担分は 医療費控除の対象です

問高齢介護課 ☎96319169

次の介護サービス費用の自己負担分は医療費控除対象です。

（施設サービス）▽介護老人保健施設と介護療養型医療施設の介護費、食費および居住費
▽介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設の介護費、食費および居住費の2分の1相当額

（居宅介護介護予防サービス）

▽医療系サービス…訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション（食費含む）、短期入所療養介護（食費、滞在費含む）、定期巡回・随時対応型訪問

問介護看護（一休型事業所で訪問看護利用の場合のみ）、複合型サービス（前記の医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるものに限る（生活援助中心型の訪問介護除く））

▽医療系サービスと併用の福祉系サービス…訪問介護（生活援助中心型除く）、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用しない場合と連携型事業所に限る）、複合

●所得税・地方税の障害者控除対象者認定書を発行します

65歳以上の方で要介護認定を受け、寝たきり状態等一定の要件に該当する方は、障害者控除の対象になります。高齢介護課で申請してください（無料）。

●おむつ使用証明書の発行

おむつ代の医療費控除を受けられる方のうち、要介護認定を受けていて一定の要件に該当される方に、おむつ使用証明書を発行します。手数料は200円です。初めて控除申請する方は医療機関が発行します。